

火山現象の予報業務の許可等に関する審査基準（降灰等）

第1 予報業務の目的

予報業務（観測の成果に基づく現象の予想の発表の業務）の目的においては、特定向け予報（契約等に基づき特定の者に限って提供する予報であって、かつ、当該特定の者の利用に供するものをいう。）と一般向け予報（特定向け予報以外の予報をいう。）に分けることとする。ただし、第2（1）において、個別に審査を行うことと定める現象については、この限りではない。

なお、当該予報に関する責任の所在、当該予報の利用目的に応じた留意事項、又は、当該予報と、気象庁が発表する特別警報、警報及び注意報との関係について正しく認識していないおそれがある利用者に対しても供されるものについては、一般向け予報に位置付ける。

第2 予報業務の範囲

予報業務の範囲は、次の区分によることとする。

（1）予報を行おうとする現象

火山現象のうち、火山灰の拡散の範囲、降灰の範囲、降灰量及び小さな噴石の落下範囲とする。なお、本項で定めるもの以外の火山現象については、予報の対象とする火山や現象ごとに審査内容が大きく異なることから、個別に審査を行うこととする。

（2）対象としようとする区域

予報の対象とする区域は個別の地点又は明確に区分できる区域とし、当該区域の表示は、行政区画等の区域や道路、鉄道、河川等により区分された区域についてはその名称によるものとし、それ以外の場合は緯度・経度、住所又は地図上の表示によるものとする。

（3）対象としようとする火山

国内の火山とする。なお、海外の火山については、収集する予報資料や予報の対象とする区域等に応じて、個別に審査を行うこととする。

第3 許可等の条件

許可等に際し、公共の利益を確保するため、特に火山現象に関する確実な防災対策と社会の安寧（混乱防止）を考慮し、別記に掲げる必要最小限の条件を付すこととする。

第4 予報資料の収集の施設

1 予報を行う際に収集が必要な資料

（1）噴火発生前に予報を行う場合は、予報を行おうとする火山の噴火規模を想定するための資料を収集したうえで、噴火の規模を表す指標（噴煙高、噴出率、噴出量等）の値を適切に設定すること。

（2）噴火発生後に予報を行う場合は、噴煙の状態（噴煙の位置、噴煙高、噴煙量等）を把握

し、又は観測事実に基づき噴煙の状態を推定するための資料を収集したうえで、噴火の規模を表す指標を適切に設定すること。また、申請者が現地観測を行う場合、現象の予想の方法に応じた適切な観測施設を設置するとともに、当該観測値を確実に収集すること。

2 必要な資料の収集施設

- (1) 収集の施設は、行おうとする予報に必要な資料を適確に収集し、かつ、処理できる能力を有する電子計算機その他の施設であること。
- (2) 申請者以外の者が保有する施設を用いる場合は、当該施設に関して、行おうとする予報業務に必要な十分な使用権原を有すること。

第5 予報のための解析の施設

- (1) 解析の施設は、用いる解析の手法を適確に処理できる能力を有し、行おうとする予報を利用目的に応じた適切な時間内にて発表できる電子計算機その他の施設であること。
- (2) 申請者以外の者が保有する施設を用いる場合は、当該施設に関して、行おうとする予報業務に必要な十分な使用権原を有すること。

第6 適切な予報業務の運用に必要な要員の確保

予報資料の収集及び解析の施設の適切な運用に必要な要員を置いていること。

第7 警報事項の受信のための施設及び要員

火山現象の予報業務に関連する警報事項を迅速かつ確実に受信できる通信施設その他の施設及び要員を有すること。

第8 現象の予想の方法

火山現象の予想の方法は、予想の対象とする火山周辺の気象状況及び観測または推定された噴火の規模を表す指標等の資料に基づき、移流、拡散及び重力落下等の効果を考慮した計算を実施して予想するなど、予報を行おうとする現象、対象としようとする区域及び火山並びに予報に使用する資料に応じた物理的方法、化学的方法その他の科学的な方法を用いること。

附則

令和2年3月31日より前に、火山現象のうち、火山灰の拡散の範囲、降灰の範囲、降灰量又は小さな噴石の落下範囲の予報業務許可を得た許可事業者については、これらの予報を行おうとする現象について、一般向け予報及び特定向け予報を予報業務の目的とした許可を得たものとみなす。

別記 許可等の条件（第3関係）

遵守すべき事項については、警報事項の伝達等法令で定められたもののほか、条件として付す下記のものとする。

1. 「一般向け予報」に関する条件

(予報に使用する名称)

(1) 火山現象の予報に「降灰予報」という名称を用いる場合は、気象庁が行う予報ではなく事業者の予報である旨を利用者に対して十分説明するよう努めること。また、「特別警報」、「警報」、「注意報」及びこれとまぎらわしい名称を使用しないこと。

(予報の内容)

(2) 噴火発生前に予報を行う場合、予報の対象とする火山は噴火警報を公表している火山に限ることとし、噴火発生前の予報であることを明示したうえで、計算の条件及びその考え方を利用者に対して十分説明するよう努めること。また、噴火発生前の降灰量の予報は行わないこと。

(3) 降灰量の予報を行う場合、気象庁が降灰予報（速報）及び降灰予報（詳細）の発表に用いる降灰量階級と同一の階級表現で発表すること。

(その他)

(4) 気象庁以外の予報資料により噴煙の状態を把握または推定して予報を行う場合、噴火の有無の判断、予想に用いる噴火の規模を表す指標及び予想結果について、どの程度気象庁の行う予報と差異が生じるのか事前に検証し、検証の結果を事前に利用者に対して十分説明するよう努めること。

2. 「特定向け予報」に関する条件

(予報に使用する名称)

(1) 火山現象の予報に「降灰予報」という名称を用いる場合は、気象庁が行う予報ではなく事業者の予報である旨を利用者に対して十分説明すること。また、「特別警報」、「警報」、「注意報」及びこれとまぎらわしい名称を使用しないこと。

(予報の内容)

(2) 噴火発生前に予報を行う場合、噴火発生前の予報であることを明示したうえで、計算の条件及びその考え方を利用者に対して十分説明すること。

(3) 降灰量の予報を行う場合、数値的な表現を用いた予報を発表するにあたっては、利用上の注意点を利用者に対して十分説明すること。

(その他)

(4) 気象庁以外の予報資料により噴煙の状態を把握または推定して予報を行う場合、噴火の有無の判断、予想に用いる噴火の規模を表す指標及び予想結果について、どの程度気象庁の行う予報と差異が生じるのか事前に検証し、検証の結果を事前に利用者に対して十分説明すること。